

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所(加工施設)
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	3
(3) 違反事項	12
4. 特記事項	12

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年2月4日(月)

至 平成31年3月4日(月)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 山中 弘之

原子力保安検査官 上野 賢一

原子力保安検査官 田中 秀樹

原子力保安検査官 関 典之

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 石井 友章 他

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

② 異常事象等発生時の措置の実施状況

③ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」、「異常事象等発生時の措置の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等^A」、「JAEA 大

A:平成29年8月31日ウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクトに顕著な腐食が認められた事象。

洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足」等の問題に対する日本原燃株式会社の対応方針(以下「事業者対応方針」という。)に対する対応の状況として以下を確認した。

「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等に対する対応方針^C」(以下「対応方針2」という。)については、ウラン濃縮工場内に設置された設備・機器のうち、保温材で覆われていること等により状態が確認できなかった箇所について、点検等を実施したこと、点検・更新が必要な長期未点検の設備・機器の洗い出しについて、予防保全対象設備・機器のうち長期未点検で分解点検が必要な設備・機器を洗い出し、一部の設備・機器を除いて開放点検を実施したこと、保全計画の策定については、予防保全対象設備・機器に対する保全計画を策定したこと等を確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^D」(以下「対応方針3」という。)については、安全・品質本部が「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書^Eを適時改正していること、当該計画書に基づく実プロセスを考慮した水平展開^Fの活動を継続して行っていることを確認した。また、当該活動の報告書(案)を事務局である安全・品質本部が作成し、大洗事故を踏まえた全社水平展開ワーキンググループで審議していること等を確認した。濃縮事業部では、フォローアップリストによる進捗管理等、管理された状態で実施されていること等を確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^G」(以下「対応方針4」という。)の活動については、「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化)」に係る全体計画書(以下「管理強化に係る全体計画書」という。)等に基づく、チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点で文書等をチェックするチェック責任者等の活動が継続して行われていることを確認した。また、安全・品質本部が「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針^H」(以下「対応方針1」という。)、対応方針2及び対応方針3の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因を抽出し、経営層の期待事項の明確化及び計画の作成のためのガイドラインを作成するとした対策を行うための実施計画書を策定したことを確認した。濃縮事業部では、チェック責任者のチェック実

B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。

C: 平成29年度第2回保安検査等におけるウラン濃縮工場分析室天井裏の給排気ダクト損傷等の指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

D: 平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。

E: 安全・品質本部は、対応方針3に基づき、経営層及び各事業部の専門的知識を有するメンバーによる体制を構築し、全社の観点から施設の特徴を踏まえたリスクを抽出し、速やかに必要な対策を実施することを目的としている。

F: 各事業部の工程ごとに取り扱っている核燃料物質等及び化学物質の性状(気体、液体、固体、粉末)を含むプロセスフローを作成し、施設の特徴を踏まえ、核燃料物質及び化学物質による人への災害の可能性のあるリスクを抽出し、人の災害防止等の観点から調査を行い、必要な対策を取る活動。

G: 今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

H: 平成29年度第2回保安検査における再処理施設非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象を踏まえた指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。

績に対する傾向分析の活動が行われ、管理された状態で実施されていること等を確認した。

対応方針1から4の活動状況の評価については、安全・品質本部が評価方針(案)を作成し、安全・品質改革委員会で審議中であること、今後、承認された当該評価方針に基づき、安全・品質本部、各事業部等が個々の評価計画書を策定し、平成31年4月を目途に評価を行い、品質目標等で管理し活動を継続するもの、活動を終了するもの等に整理することを確認した。濃縮事業部が、評価計画書を策定したこと及び当該計画書に従い評価を実施予定であることを確認した。

「異常事象等発生時の措置の実施状況」については、体制、手順書、資機材及び教育・訓練に関して、要領書等に定められていること、中長期計画に基づき訓練が実施されていることを確認した。

「その他必要な事項」として、平成31年2月1日に施行された「日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に基づく組織変更等に関する変更に伴う対応状況を確認した結果、監査室、安全・品質本部及び濃縮事業部で実施していた内部監査を客観性向上のため監査室に一元化することについては、監査室が従前と同等の監視及び測定となるよう、監査内容及び監査手法を改善したこと、この結果を監査計画に反映したうえで監査を行っていくこと、当該一元化に伴い監査室に3名が増員されたこと等を確認した。

組織変更等に伴う要領書等の改正については、監査室、安全・品質本部及び濃縮事業部が保安規定変更に伴い、事業者対応方針に係る実施計画書、要領書等の改正の必要性を確認し、必要な改正を行ったことを確認した。

また、平成31年3月2日に施行された保安規定に基づく放射性廃棄物の管理に関する変更に伴う対応状況を確認した結果、要領書等の改正の必要性を確認し、必要な改正を行ったことを確認した。

保安検査実施期間中、加工施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関

係者への質問により、検査を実施した。

a. 対応方針2の対策の実施状況

対応方針2は、現場にある全ての設備・機器を対象に、設備・機器の設置場所及び管理責任部署の確認並びに設備・機器の状態把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえ、保全計画の策定を含む保全の取組みに係る改善を図るとしている。これらの活動について、計画の管理、計画に基づく実施、活動を通じた改善事項等の取組状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 全設備・機器の設置状況の確認及び状態把握について

全体計画書「ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷等における対応」及び実施計画書「直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」については、組織変更に伴い対応する部門名の変更等に係る改正を行ったことを当該計画書等により確認した。

保温材で覆われていること等により状態が確認できなかった箇所について、点検等を実施したこと、貫通孔の外観点検については、全ての建屋貫通孔及び建屋内貫通孔の外観点検を実施し、問題となるような錆等は確認されなかったこと、給気ダクトについては、内面の外観点検及びダンパの動作確認を実施し、錆等のある箇所が確認され、今後対応策について検討すること及びケーブルの外観点検については、外観点検が終了し、傷が確認された箇所があることから、当該ケーブルについて保修、追加点検の必要性等を検討中であること並びに一連の外観点検の報告書を作成中であることを「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷における事業者対応方針」に係る活動実績」等により確認した。

また、屋外埋設配管以外で、現場ウォークダウン¹にて新たに存在が確認された設備・機器のうち、埋設ケーブル、マンホール等の直接目視が困難なものについて、一部掘削にて点検する等の計画を策定したこと、当該点検を外部委託で実施する準備中であることを「全設備・機器の状態確認結果を踏まえた直接目視が困難な箇所等の外観点検計画」等により確認した。

さらに、分解点検が必要と判断された排風機等の点検について、当該点検を外部委託で実施する準備中であることを「点検・更新の必要な機器の洗い出し結果を踏まえた点検計画書(中長期)」等により確認した。

(b) 保全計画の策定に関する対応

実施計画書「設備・機器毎の保全重要度の設定及び長期未点検設備・機器の抽出計画書」及び「保全計画の策定計画書」については、組織変更に伴い

1: 加工施設の全設備を管理下に置くことを目的とし、現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。

対応する部門名の変更等に係る改正を行ったことを当該計画書等により確認した。

予防保全対象設備・機器のうち設備・機器の保全重要度の設定及び長期未点検の設備・機器の抽出については、生産運転停止中に機能維持要求がない設備の系統・機器の保全重要度の設定及び長期未点検設備・機器の抽出に係る項目について保全重要度及び点検の必要性の有無をチェック中であることを「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷における事業者対応方針」に係る活動実績」等により確認した。

長期未点検設備のうち、一旦分解点検が必要なものとして抽出した設備・機器に対して、更新を予定しているもの及び別途分解点検等の実績があるものを除外する等の再整理を行い、新たに分解点検が必要な設備・機器として選定したものに対して、分解点検を実施する予定であることを「長期未点検設備のうち新たに分解点検が必要な設備・機器の点検計画書」等により確認した。

更新の必要な設備・機器の更新工事については、制御盤等を対象として、更新工事の方法及び優先順位について調査していることを「改造計画書「事業者対応方針に基づき洗い出された更新が必要な盤更新計画」」等により確認した。

保全計画の策定については、生産運転停止中に機能維持要求がない設備・機器の保管管理方法に対して、「保全計画の策定計画書」を改正したこと、生産運転停止中においても機能維持のために運転継続している設備・機器については、保修担当課が、保全計画を策定したこと、当該計画による試運用を実施し、点検内容に不足がないか確認したことを「特別な保全計画（生産運転停止中においても機能維持のために運転継続している設備）管理台帳」等により確認した。

点検周期が設定されておらず点検実績のない設備・機器については、保全計画に基づき速やかに点検すべく、暫定的な点検周期を設定し、点検実施後に、改めて点検周期を定めること及び点検周期を設定していない残りの設備・機器については、保全重要度の設定が終わり次第、保全計画へ反映することを「保全計画の策定計画書」等により確認した。

(c) 図面と現場の設備・機器との照合について

図面と現場の設備・機器との照合については、「図面照合計画書」、「図面照合 現場照合 手順書」等の要領書等に関して、組織の変更に伴い、必要な部門名の変更を行ったこと、完成図面のある設備・機器については、現場照合及び照合結果の検証が完了し、設計及び工事の方法の認可対象設備・機器の図面を作成中であること等を「図面照合 進捗状況」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3は、平成29年度第2回保安検査（加工施設、廃棄物埋設施設、再

処理施設及び廃棄物管理施設)における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部において全社的な水平展開の体制を構築する等の対策を実施するとしている。これを踏まえ、安全・品質本部及び濃縮事業部の対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

対応方針3に基づき、安全・品質本部が水平展開調査項目等を定めた「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書について、組織変更等に伴う改正等を適時行っていること及び当該計画書に基づき、実プロセスを考慮した水平展開の活動を継続して行っていることを当該計画書等により確認した。また、当該水平展開実施中に発生した再処理施設の低レベル廃棄物処理建屋での作業員の汚染事象^J(以下「DA 汚染事象」という。)及び核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象^Kについては、水平展開活動が概ね終了したことを「DA 汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査表」等により確認した。

これらの活動について、事務局である安全・品質本部が活動結果報告書(案)を作成し、大洗事故を踏まえた全社水平展開ワーキンググループで審議していること及び平成31年4月を目途に当該報告書を策定する予定であることを議事録等により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた濃縮事業部における改善計画書」について、組織変更等に伴う改正を実施したこと、JAEA 大洗等の水平展開調査結果に基づく改善として、各課が実施している改善活動に対するフォローアップリスト等を作成して、品質保証課長が月1回の進捗確認を実施していること、DA 汚染事象の水平展開については対応が完了したことを「予防処置報告書(完了)」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、これらの対策等の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点で文書等をチエッ

J: 平成30年2月15日、作業員の靴底に汚染が確認され、平成29年度第4回保安検査で保安規定第74条及び第99条の違反(監視)と判定した。

K: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室仕上室で平成30年8月6日に発生した作業員の身体汚染。

クするチェック責任者及び各事業部の活動を監視する全社監視チームによる活動等が全社としての取り組みの強化に係る全体計画書等に基づき、継続して実施されていることを確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善の活動として、安全・品質本部は、現場の問題を抽出するために協力企業への個別訪問を行い、各事業部に抽出した課題の事実確認及び対応方法を依頼し、事実確認の結果から対応が必要なものについて、改善を図りつつあること並びに協力会社へのアンケート調査を行い、少しは改善されているとの回答が多くあったこと及び気づき事項が約1300件あり、現在、集計中であることを「2018年度「現場の課題・気づき等に関する協力会社個別訪問結果」について【中間報告(その2)】」等により確認した。

マネジメントオブザバージョン^L(以下「MO」という。)の実施状況については、安全・品質本部が実施状況を調査した結果、MOの被観察者に気付いてもらう活動が弱いこと等の問題を抽出し、MOの被観察者の気づき事項を観察者が記録するように記録様式を変更したこと及び教育内容を見直したことを「MO教育の今後の進め方に関する打合せメモ」等により確認した。

安全・品質本部は、品質・保安会議における指示事項を各担当へ展開しているものの、その進捗状況を把握していなかったことについて、指示事項に対し回答期限を管理すること及び議事録を関係者に直接配付することの改善を図っていることを確認した。

それぞれの対応方針の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因について検討し、必要な対策を行うことについては、対応方針1、対応方針2及び対応方針3の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因として、現場の課題を経営層に伝えられないこと、計画の作りこみ(5W2H)が不十分であること等を抽出し、対策として、経営層の期待事項を明確化すること及び計画の作成のためのガイドラインを作成するとしたことを「事業者対応方針を踏まえた根本原因分析結果における共通要因の対応」に係る実施報告書(改正1)等により確認した。また、安全・品質本部がこれらの対策について全社で実施する対策の実施計画(案)を作成し、安全・品質改革委員会での審議後、平成31年2月21日に安全・品質本部長が承認したこと、計画作成のためのガイドラインについては、目的、プロセス及び成果物を明確にして作成する予定であること等を「計画のガイドライン作成」および「経営層の期待事項の明確化」にかかる実施計画書」等により確認した。

(b) 濃縮事業部の活動状況

濃縮事業部の実施計画書「濃縮事業部としての改善の取り組みの強化」につ

L: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況等)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

いては、実施結果を取りまとめる対象を計画書全体の活動に拡大すること及び組織等の変更に伴い、担当部門を変更することの改正を行ったことを当該実施計画書等により確認した。

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策として実施している「セルフチェックの強化」については、チェック責任者がチェック実績に対する傾向分析を実施し、コメントの総数が減少傾向にあり、誤記等のコメントの割合が増えていることから改善していると評価していること、当該評価結果については、定期的に安全・品質本部長等に報告するとともに、チェック責任者と現場管理者との意見交換の場でも紹介していることを「資料確認における各課のコメントの傾向」等により確認した。

「自ら気づき、改善していく体質改善」及び「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策として実施している対話活動については、平成30年度上半期の活動実績を取りまとめ、対話活動のテーマが多く1つのテーマに時間が割けないこと、事務局が活動状況に対し、踏み込んだチェックができていないこと等の問題点が確認されたことを「濃縮事業部「対話活動」に係る2018年度上半期活動実績等報告」等により確認した。これを受けて、下期の活動として、対話活動のテーマを絞ること、事務局が対話活動に同席し、目的に沿った活動となっているか確認すること等の改善を図り、対話活動を継続して実施していることを「対話活動下期実績報告(11月～1月)」等により確認した。

MO については、各課において週1回以上の MO の活動を継続していること、MO 活動の傾向分析結果から、MO の活動が作業管理に関することに偏っているため、保安活動全体へ活動を展開することとし、運転管理、放射線管理等の作業管理以外の活動及び机上業務に対する MO 活動を実施する方針であることを「MO(マネジメントオブザベーション)の実施について(Rev.2)」等により確認した。

d. 分析ダクト損傷等の根本原因分析結果を踏まえた改善活動の実施状況

対応方針2を策定するに至った、ウラン濃縮工場分析室天井裏のダクト損傷事象及び同一業務において発生した不適合事象に対する根本原因分析により、組織要因を抽出し、その組織要因に対する対策として、予防保全実施に必要な教育計画及び力量管理について、対応方針2に基づき策定する保全計画に基づく保全活動に関する教育計画の策定、教育の実施及び力量管理方法の構築等の改善を実施しており、平成31年3月までに完了する予定であることを「ダクト損傷等の RCA を踏まえた各対策のアクションプラン」等により確認した。

e. 事業者対応方針の活動状況の評価

(a) 安全・品質本部の活動状況

安全・品質本部は、事業者対応方針の活動が開始以来、平成30年度末で

一年半が経過することから、活動全般について振り返り、得られた成果及び進捗状況を確認し、今後の対応を検討するために「事業者対応方針活動状況の評価について(案)」（以下「評価方針(案)」という。）を作成したことを確認した。

評価方針(案)には、安全・品質本部、各事業部等において、各事業者対応方針の項目ごとに評価を行うこと、事業者対応方針に基づく活動(約束事項)の実施状況に係る評価指標を定め評価を行い、品質目標等で管理し活動を継続するもの、活動を終了するもの等に整理する旨、定められていることを確認した。評価方針(案)は、安全・品質改革委員会で審議、承認された後、安全・品質本部、各事業部がこの評価方針に基づき、個々の評価計画書を作成し、品質・保安会議での審議を経た後、この評価計画書に基づき、平成31年4月を目途に評価する予定であることを安全・品質改革委員会議事録等により確認した。

(b)濃縮事業部の活動状況

濃縮事業部は、事業者対応方針の活動に対する評価を行うため、対応方針2、対応方針3、対応方針4及び分析ダクト損傷等の根本原因分析結果から得られた組織要因等に対する改善活動の有効性評価を実施するため、実施計画書を濃縮安全委員会にて審議し、濃縮事業部長の承認を得て策定していること、平成31年3月末までの活動成果の取りまとめを行い、有効性評価を同年4月末までに実施する予定であることを、「平成29年度第2回保安検査における指摘事項等を踏まえた事業者対応方針 資料2～4に基づく活動の実施結果および活動に係る有効性評価」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

②異常事象等発生時の措置の実施状況

異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、手順書等及び資機材が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

異常事象等発生時の体制については、事象の進展に伴い必要な体制で対応できるように、各体制の基本構成及び任務が、要領書等に定められていることを「加工施設異常事象対策要領」等により確認した。

異常事象等発生時の対応に関する手順書等の整備状況については、「加工施設異常事象対策要領」に基づき、各機能班が手順書等を整備していることを「ウラン濃縮工場 設備応急班活動マニュアル」等により確認した。

資機材の整備状況については、非常時及び緊急時対応資機材、初期消火活動に必要な資機材を「濃縮事業部 原子力防災資機材等点検手順書」等にて明確にしていること、当該資機材には対応方針3に係る活動において抽出された化学薬品等のリス

クに対応するための資機材が含まれていること、当該手順書等に基づき、必要な資機材等の配備及び点検を実施していることを「2018年度原子力防災資機材点検結果」、「濃縮工場の特徴を踏まえたリスクの洗い出し実施結果報告」等により確認した。

中長期訓練計画に基づく訓練については、「加工施設 訓練実施細則」に基づき策定された訓練計画に従い、訓練を実施していることを「教育・訓練報告書「2018年度加工施設 非常時訓練」」等により確認した。訓練で確認された反省点等については、毎月、事務局が反省点等に関する対策の進捗状況を各課へ確認して、管理表にまとめているが、個々の反省点等の対策について、期限管理等のフォローが出来ていないことから、濃縮事業部は、管理方法の更なる改善を行う方針であることを関係者への聴取により確認した。

非常時対策組織の要員に対する力量管理については、教育・訓練の内容及び頻度を訓練計画に定めて、定期的の実施していること、教育・訓練の実施結果から、参加した要員に対して、必要な力量に達したかを評価し、各要員がどのレベルに達しているかを各課で管理していることを「力量習得状況評価結果」等により確認した。

非常時対策組織の要員に対する訓練の実績管理及び任務については、訓練の実施状況及び役割を把握するための仕組みが不足していることが確認されたことから、濃縮事業部は、要員に対する訓練の実施状況、任務等を把握できるよう改善を行う方針であることを関係者への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

③その他必要な事項

その他必要な事項として、平成31年2月1日に施行された保安規定に基づき、内部監査の客観性向上及び保全部門の集約等の組織改正に係る変更が行われたことから、これら対応状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。また、平成31年3月2日に施行された保安規定に基づき、放射性廃棄物の管理に関する変更が行われたことから、これら対応状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 内部監査の客観性向上及び保全部門の集約等の組織改正等に係る変更

(a) 内部監査の客観性の向上

内部監査の客観性向上については、安全・品質本部、各事業部(以下「事業部等」という。)が実施していた監査を監査室に一元化したことに伴い、事業部等で実施してきた監査範囲を踏まえ、監査室の監査が従前と同等の監視・測定となるよう、監査内容及び監査手法を適切に選定し、平成31年度の監査計画に反映することを関係者への聴取により確認した。

平成30年度の事業部等の監査における指摘等において、今後の監査でフォローアップが必要なものについては、「引継書」により、監査室に引き継がれていること

を引継書等により確認した。監査室は、事業部等の監査結果及び監査室の監査結果を踏まえ、平成31年度の監査計画を平成31年4月頃に作成するとしていることを関係者への聴取により確認した。また、監査室に3名が増員され、その力量が管理されていることを「グループメンバーの力量評価表(2018年度)」等により確認した。

(b) 監査室及び安全・品質本部の要領書等の整備状況

監査室及び安全・品質本部における要領書等の改正状況については、組織変更に伴う改正が必要かどうかを、事業者対応方針に係る実施計画書を含む全ての要領書等を確認し、必要な改正を行ったこと等を「公用文制定・改廃時チェックシート」等により確認した。

(c) 濃縮事業部の要領書等の整備状況

組織等の変更に伴う要領書等の整備、品質目標の変更等の一連の対応状況については、濃縮事業部は、対応の円滑な実施を目的として「組織改正の実施に向けた計画書」を策定し、当該計画書に基づき取りまとめた「組織改正に向けた実施項目一覧表」を用いて平成31年1月30日まで、週1回の頻度で進捗確認を行ったことを「組織改正にかかる打ち合わせメモ」等により確認した。

組織等の変更に伴う要領書等の整備は、全ての要領書等を対象として改正、廃止又は制定していること、運転管理課の要領書等については、現在の施設状態である生産運転停止中において必要な要領書等を優先して改正していること、各課長が「濃縮事業部 文書管理要領」に基づき、文書改廃に伴うレビュー票を策定し、品質保証課がこれら記録により対象となる要領書等の改正実績をチェックしていることを「要領類の上位文書改廃に伴うレビュー票」等により確認した。

また、内部監査を監査室へ移管したことに伴い、「濃縮事業部 全社品質保証計画書運営要則」の内部監査の記載を削除したこと及び「濃縮事業部 内部監査要領」を廃止したことを「要領類の上位文書改廃に伴うレビュー票」等により確認した。

品質目標については、濃縮事業部長が濃縮事業部の品質目標の担当部署名の変更を行い、これに基づき各部門の品質目標及び実行計画を平成31年2月20日までに設定又は変更していることを「2018年度業務目標及び品質目標の展開について(依頼)」等により確認した。

不適合管理に関する引き継ぎについては、品質保証課が是正処置の有効性評価まで終了していない不適合等についてリストを作成し、各担当課が組織の変更後に移管すべきものを選定し、移管先の担当課に引き継いでいることを「是正処置報告書(計画) 訓練における反省事項への対応状況の管理不備」等により確認した。

(d) 濃縮事業部の組織変更等の状況

濃縮事業部の組織の変更等の状況について、保全部門の集約に関しては、ウラン濃縮工場の下に濃縮保全部を新設し、保全管理課、機械保全課、電気計装保全課及び施設計画課を配置して、各課の業務範囲を定めていることを「濃縮保全部体制表」等により確認した。

放射線管理の業務の統治強化に関しては、ウラン濃縮工場の下に放射線管理部を新設し、放射線管理課及び廃棄物管理課を配置して、各課の業務範囲を定めていることを「放射線管理部体制表」等により確認した。

品質保証業務のガバナンス強化に関しては、濃縮事業部の下に濃縮安全・品質部を新設し、品質保証課を配置して、所管業務を定めていることを「濃縮安全・品質部体制表」等により確認した。

組織の変更に伴う各課長への所管業務の移管については、「引継書」により行われていること、移管された所管業務に係る力量管理については、力量を有する者が移管先へ異動又は兼務することで業務を継続できるようにしていること、異動又は兼務している力量を有する者を指導者とした教育計画を策定していること、非常時対策組織に関しては、各機能班の構成員には変更がないように対応していることを「教育・訓練報告書」等により確認した。

b. 放射性廃棄物の管理に関する変更

放射性廃棄物の管理に関する変更については、加工施設であった保修室を放射性廃棄物の廃棄施設として廃棄物前処理室に変更し、廃棄物前処理室内において放射性固体廃棄物の分別や金属製の容器への封入作業を実施すること、管理廃水処理室において廃油の固形化処理を実施すること等に関して、要領書等を改正又は制定していることを「放射性廃棄物管理要領」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程(1/4)

月 日	2月4日(月)	2月5日(火)	2月6日(水)	2月7日(木)	2月8日(金)
午 前	●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(加工施設)以外の保安検査を実施			
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1				
	●チーム会議 ●まとめ会議				

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/4)

月 日	2月12日(火)	2月13日(水)	2月14日(木)	2月15日(金)	2月18日(月)
午 前	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視
	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況	◎ 異常事象等発生時の措置の実施状況	○ その他必要な事項 ※1	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所(加工施設) 以外の保安検査を実施
午 後	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議	◎ 異常事象等発生時の措置の実施状況 ● チーム会議 ● まとめ会議	◎ 事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1 ● チーム会議 ● まとめ会議	

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(3/4)

月 日	2月19日(火)	2月20日(水)	2月21日(木)	2月22日(金)	2月25日(月)
午 前	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の 聴取 ● 加工施設の巡視
午 後	日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(加工施設)以外の保安検査 を実施			○その他必要な事項	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業 所(加工施設) 以外の保安検査 を実施
				○その他必要な事項	
				●チーム会議 ●まとめ会議	

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(4/4)

月 日	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1日(金)	3月4日(金)
午 前	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視	● 運転管理状況の聴取 ● 加工施設の巡視
	日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(加工施設)以外の保安検査を実施		○その他必要な事項	◎異常事象等発生時の措置の実施状況	
○その他必要な事項			◎異常事象等発生時の措置の実施状況		
午 後			●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議※1

○:基本検査項目、☆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等
 ※1:日本原燃(株)再処理事業所(再処理施設、廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。